

アイアイ
はらっぱ舎AIAI 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	公益社団法人子ども情報研究センター
所 在 地	大阪市港区波除4丁目1番37号 HRCビル5階
電 話 番 号	06-4708-7087
代 表 者 名	代表理事 九門りり子 田中文子 南田安紀子

2 利用施設

施 設 の 種 類	大阪市小規模保育所
施 設 の 名 称	アイアイ はらっぱ舎AIAI
施 設 の 所 在 地	大阪市港区波除4丁目1番37号 HRCビル
連 絡 先	電話番号 06-4394-8739 FAX 06-4394-8501
管 理 者	施設長 南田安紀子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の児童
認 可 定 員	0歳児 4人 1歳児 7人 2歳児 8人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 0人
開 設 年 月 日	2016年 4月 1日
施設・事業所番号	2710052002369
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.kojoken.jp/

3 施設の目的・運営方針

アイアイ
はらっぱ舎AIAI（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、

園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

園 舎	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 10階建のうち2階ロビー(地上1階)
	延べ面積	90.21 m ²
園 庭(公園)		21956.02 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	1 室	年齢別保育を実施する場合は可動棚で区切る
調理室	1 室	
医務室	1 室	事務室兼用
幼児用トイレ	1 室	沐浴設備あり
職員更衣室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚労告 141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 送迎

登降園については、原則として保護者が付き添うものとします。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）

2025 年 4 月 1 日現在（予定）

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
保育 責任者	園長を助け、命を受けて園務の一部を 整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	園長、主任の指示のもと、園児の保育 をつかさどる。	10	6	4	
調理員	園長の指示のもと、安全でおいしい給 食をつくる。	2	1	1	栄養士と 兼務

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（ 7 : 30～18 : 30）
保育責任者	正規の勤務時間帯（ 7 : 30～18 : 30）
保育士	正規の勤務時間帯（ 7 : 30～18 : 30）
栄養士	正規の勤務時間帯（ 8 : 30～15 : 15）
調理員	正規の勤務時間帯（ 9 : 00～16 : 30）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時半から18時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時半から16時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時半から8時半まで又は16時半から18時半までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村が定める保育料を、当園にお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障害児保育の取組状況

地域社会の中で、障害のある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障害児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が保育所に進級したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	さかざきこどもクリニック
医院長名又は医師名	山本百合
所在地	大阪市西区九条 1-27-6 九条ビル 3F
電話番号	06-6584-4550

(2) 歯科

医療機関の名称	医療法人 健港会なみよけ歯科医院
医院長名又は医師名	田村邦宏
所在地	大阪市港区波除 3 丁目 8-7
電話番号	06-6583-4182

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	無	・非常警報装置	無
	・非常用電源	無	・スプリンクラー	無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。			

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 1 回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 連携施設

当園は、大阪市認可保育所はらっぱ舎を連携施設として以下に掲げる内容について連携しています。

- (1) 食事の提供に関する支援
- (2) 嘱託医による健康診断等に関する支援
- (3) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと

- (4) 必要に応じて、代替保育を提供すること
- (5) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること
2歳児の定員 8人中 8人
- (6) その他
交流行事を実施（グラウンド遊び等）

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 橋本 かおり ・解決責任者 南田 安紀子 ・ご利用時間 7：30～18：30 ・電話番号 06－4394－8739 F A X 06－4394－8501 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	上田大造
		電話番号 06－6581－8613 一般財団法人大阪府人権協会

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

20 利用者に対しての保険の種類・内容・給付金額

当園では、以下の共済制度・保険に加入しています。

種類	災害共済給付制度・賠償責任保険
内容	お子さまのケガ等には十分注意して保育は行いますが、万が一、ケガや設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、当園が加入している共済給付制度、賠償責任保険の範囲内で補償させていただきます。補償内容は下記の通りです。
給付金額	身体障害 4,000万円～88万円 財物損壊 1事故／期間中 1千万円 負傷・疾病による医療費 医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	2022年度	2023年度	2024年度
0歳児	3人	1人	0人
1歳児	7人	5人	8人
2歳児	8人	7人	7人

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況
第三者評価受審状況	受審していない
自己評価の実施状況	毎年度実施

23 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
入園時の備品 (必要となった際は 随時購入)	カラー帽子 乳児連絡帳 シーツ (希望者のみ)	1,200 円 450 円 大 2,400 円・小 2,100 円
写真代	インターネット販売を利用され た場合、業者に直接支払い	
おむつ代	園の備品を利用した場合	50 円／枚
保険代	独立行政法人日本スポーツ 振興センター災害共済掛金 保護者負担 要保護児童保護者負担	250 円／年 30 円／年

2 時間外保育に係る利用者負担

① 保育短時間認定に関わる、時間外保育料

60 分 300 円

月額 2,900 円

② その他の時間外保育料

10 分 150 円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。